介護保険の負担限度額認定を受け付けます

介護保険要介護（支援）認定を受け、施設入所サービスおよび短期入所（ショートステイ）サービスを利用されている方の食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定について令和８年８月以降分の申請を受け付けます。

利用者の負担区分は本人および配偶者の課税・非課税年金収入や預貯金、有価証券などで判定します。

昨年度認定されている方については、案内および申請書を住民票上の住所または指定登録されている送付先へ送りましたので、期限内に申請ください。

申請に必要な書類

① 介護保険負担限度額認定申請書
② 本人および配偶者名義のすべての通帳の写し
※金融機関、口座番号、口座名義、申請日の直近から２カ月前までの残高が確認できるページ

申請書提出期間

６月１日(月)～７月10日(金)

問い合わせ先：福祉課　介護保険係　☎８２－５５６０

成年後見支援センターをご存じですか

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などさまざまな理由で判断能力が不十分な方の財産や権利を守り、意思決定を支援する身近な仕組みです。

成年後見支援センターは、制度の利用促進をはじめ、権利擁護に関することの総合相談窓口です。地域に暮らす全ての人が、現在できる力を活用して尊厳のある自分らしい生活を続けられるよう地域で支え合いながら暮らせるための支援を行っています。

◎成年後見制度に関する相談支援

制度の内容説明や手続き等についてわかりやすく説明します。申し立てについての相談や支援を行います。

相談窓口：いきいき４・６内
月～金曜日８時30分～17時15分（土日祝日は休み）

◎市民後見人の育成

地域で活躍する成年後見の担い手を育成するため、市民後見人養成講座やフォローアップ研修などを開催しています。開催情報は広報やホームページにてお知らせしています。

◎権利擁護支援

本人や家族の財産・権利を守る取り組みを法律専門職や福祉・行政・地域住民・医療機関などが連携して支援を行います。

問い合わせ先：福祉課　高齢者福祉係（成年後見支援センター）☎８２－５５６０

祝 長寿 おめでとうございます！　竹内　ミツさん（99歳）